

釧路湿原の自然再生に 地域・市民の参加と環境教育を

釧路湿原で自然再生事業がはじまりました。失われた自然を取り戻すまでには、数十年に及ぶ息の長い取り組みが必要であり、地域のみさんの理解と協力、そして参加が不可欠です。また、湿原だけでなくその周辺の森や川の上流も守り、あるべき姿にしていける必要がありますから、湿原の集水域に暮らすみなさんの理解と協力、参加も重要です。

長期間かけて再生する自然は地域の財産となります。よりよいものにしていくために、湿原の身近に暮らすみなさんや湿原を訪れる人々に事業を知っていただき、計画段階から積極的に関わっていただきたいと考えています。

一方、自然再生は自然との共生や地域づくりを学ぶ場でもあります。科学的な調査検討や新しい技術の試行と評価を繰り返し、自然と対話しながら時間をかけて進めていくプロセスは、子どもにとっても大人にとっても、自然を回復する難しさを学び、価値を知る、絶好の機会です。釧路湿原の自然再生事業を、人と湿原との新しい関わりを知り、学び、参加するために活用していきたいと考えています。

私たち懇談会は、このような考え方を自然再生事業に取り入れていくために、広く道内外からご意見をお寄せいただきながら10項目の提言をとりまとめました。

釧路地域では、すでに湿原をフィールドとする環境教育や市民活動による森林保全等の優れた活動が行われています。他に類を見ない自然とともに、このような経験の蓄積や人材、施設など、この地域の資産と力が存分に活かされ、地域づくりの一環として、自然再生を地域で育む文化が根付いていくことを期待しています。

2003年 6月

釧路湿原自然再生に係る
市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会
座長 辻井達一 他、委員一同



釧路湿原で今起きていること

釧路湿原は日本最大の湿原です。この広大な湿原は、タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする多種多様な野生生物を育む、広大なゆりかごでもあります。こうした湿原の価値が見直され、地元の皆さんの尽力が実って、釧路湿原は、1980年、日本で最初のラムサール条約登録湿地に、また1987年には、日本で最も新しい国立公園に指定されました。このように釧路湿原は世界的にも貴重な資産であると同時に、豊かな地域づくりを進めていく上で、他の地域には存在しない、かけがえのない資産でもあります。

しかし、釧路湿原を取り巻く社会情勢が急速に変化する中で、湿原そのものやその流域において、農地や宅地等の開発により戦後50年で湿原が約2割消失しました。また、こうした周辺の開発に加えて、河川

釧路湿原の自然再生に向けて

このような湿原の現状を踏まえ、2001年3月には釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会（委員長：辻井達一北海道環境財団理事長）から、釧路湿原の価値が世界的に認められたラムサール条約登録当時（1980年）の環境に回復させることを目標とした提言がなされ、関係省庁、自治体、NPOなどの連携と幅広い市民参加によって、その具体化を進めることになりました。

また、2002年3月には、我が国の自然環境保全の基本的な考え方をまとめた「新・生物多様性国家戦略」が関係閣僚会議で決定され、この戦略において「自然の再生」が今後の重要な取組方向のひとつに位置づけられました。



改修により直線化された河川

こうした動きを受け、環境省は2002年度から本格的に釧路湿原の自然再生事業に着手しました。環境省の自然再生に向けた取組は、地域の生活や産業と両立させながら、釧路湿原の消失・劣化傾向に歯止めをかけて、回復の方向に転ずることを目指しています。また、河川環境保全に関する提言を踏まえ、湿原の集水域全体を含めた広い視野の中で、人と湿原との関わりを見直し、よりよい方向を模索することを念頭に、①自然環境の保全・再生、②農地・農業等との両立、③地域づくりへの貢献、を3つの柱として展開されます。



周辺丘陵地の土砂取場